

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州政府、南東部クイーンズランド州 11 地方行政区におけるロックダウンを終了（8月8日（日）午後4時）と、ケアンズ地方行政区及びヤラバ先住民行政区におけるロックダウンを発表（8月8日（日）午後4時から3日間）

2021年8月8日
在ブリスベン総領事館

※8日付でご案内した領事メールの件名に記載不備がありましたので（本文に関する訂正はございません）、お詫びの上訂正し、以下のとおり再配信致します。

●8月8日（日）、クイーンズランド（QLD）州政府は以下を発表。

（1）ブリスベン（Brisbane）を含む南東部 QLD 州全 11 地方行政区の外出制限措置（ロックダウン）を、予定通り本8日（日）午後4時にて終了。ただし、一部規制措置が、今後2週間適用。

（2）本8日（日）午後4時から同月11日（水）午後4時までの3日間、ケアンズ地方行政区及びヤラバ先住民行政区（Yarrabah Aboriginal Shire Council）において外出制限措置（ロックダウン）を実施。

8月8日（日）午前、パラシェ QLD 州首相は記者会見において、以下を発表しました。

○本件に関しては、以下の COVID 関連最新情報に関する州政府関連HP（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/urgent-covid-19-update>

1 ブリスベン（Brisbane）を含む南東部 QLD 州全 11 地方行政区における外出制限措置（ロックダウン）を、予定通り本8日（日）午後4時に終了する。ただし、以下の規制措置が、今後2週間適用される。

- ・ 飲食時や同居家族乃至非同居人1名のみと運動する場合を除き、マスクを常時（職場を含む）着用。
- ・ 学校は再開されるが、全教職員及び中学・高校生はマスクを着用。
- ・ 自宅での集会は、同居家族を含め10名まで。
- ・ 結婚式及び葬式は20名まで。
- ・ 事業及び外部施設においては、4平方メートル当たり1名、又は入場券による座席指定着席施設では定員の半数までの密度制限。
- ・ コミュニティ・スポーツは禁止。
- ・ QLD 州内地方部への旅行を避ける。
- ・ 病院、高齢者介護施設、障がい者支援施設への訪問は認められる。

○本件に関しては、以下の州政府関連ツイッター（いずれも英文のみ）をご覧ください。
パラシェ州首相

<https://twitter.com/AnnastaciaMP/status/1424160294612307971>

州政府保健省

<https://twitter.com/qldhealthnews/status/1424162275062022149>

2 本8日（日）午後4時から8月11日（水）午後4時までの3日間、ケアンズ地方行政区及びヤラバ先住民行政区（Yarrabah Aboriginal Shire Council）において、ロックダウンを実施し、同日午後4時まで南東部 QLD 州11地方行政区におけるロックダウンの際と同様の規制措置（但し、自宅には外部から2名までの訪問が認められる。）が適用される。

○本件に関しては、以下のパラシェ州首相ツイッター（英文のみ）をご覧ください。

<https://twitter.com/AnnastaciaMP/status/1424180528677224448>

○南東部 QLD 州11地方行政区におけるロックダウン（上記1のとおり、本8日午後4時まで）及び右を踏まえた規制ロードマップ（日本語仮訳）については、それぞれ以下の2日付及び4日付の領事メールをご覧ください。

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus02082021_1.pdf

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/RoadMap20210802.pdf>

3 感染接触注意喚起については日々更新されており、在留邦人の皆様の滞在されている地域においても、濃厚接触（close contacts）、偶発接触（casual contacts）、低リスク接触（low risk contacts）のいずれも対象場所・日時が大幅に増えていますので、以下の州政府による最新の感染接触注意喚起（英文のみ）を御覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

（良くある質問）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

なお、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい（部数に限りは

ありますが、実物の冊子を希望する日系企業（但し、1社1冊）には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html